

議案第 4 4 号

山都町税等の減免に関する条例の一部改正について

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、被保険者に係る国民健康保険税の減免を図る必要があるため、山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

山都町税等の減免に関する条例（平成17年山都町条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

- 4 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条において準用する第2条から第6条までに規定する要件を満たすものとして、第8条の規定を適用する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの

いずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免額等）

5 前項の規定により適用する第8条の規定により国民健康保険税の減免を行う場合の減免額は、同条において準用する第2条から第6条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に該当する場合 国民健康保険税額の全部

(2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該世帯に属する全ての被保険者について算定した国民健康保険税の額

B 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額）に係る前年の所得額

C 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属する全ての被保険者について算定した前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免割合。ただし、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業等を廃止し、又は失業した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合は、10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下である場合	10分の10
300万円を超え400万円以下である場合	10分の8
400万円を超え550万円以下である場合	10分の6
550万円を超え750万円以下である場合	10分の4
750万円を超え1,000万円以下である場合	10分の2

(特例対象被保険者等に係る減免等)

6 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより現行の非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度(以下「非自発的失業者軽減制度」という。)の対象となる者については、前2項の規定にかかわらず、前年の給与所得を100分の30に相当する金額とみなすことにより、非自発的失業者軽減制度を適用するものとする。

7 非自発的失業者について、その給与収入の減少に加え、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため国民健康保険税の減免を行う必要がある場合においては、次の各号に掲げるところにより、合計所得金額を算定するものとする。

(1) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属する全ての被保険者について算定する合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者軽減制度を適用した後の所得を用いること。

(2) 附則第5項第2号備考dの表の左欄に掲げる合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者軽減制度を適用する前の所得を用いること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第7項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

山都町税等の減免に関する条例(平成17年条例第50号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</u></p> <p>4 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条において準用する第2条から第6条までに規定する要件を満たすものとして、第8条の規定を適用する。</u></p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当すること。</u></p>

ア 事業収入のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免額等)

5 前項の規定により適用する第8条の規定により国民健康保険税の減免を行う場合の減免額は、同条において準用する第2条から第6条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に該当する場合 国民健康保険税額の全部

(2) 前項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 当該世帯に属する全ての被保険者について算定した国民健康保険税の額

B 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額)に係る前年の所得額

C 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属する全ての被保険者について算定した前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免割合。ただし、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業等を廃止し、又は失業した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合は10分の10とする。

<u>前年の合計所得金額</u>	<u>減免割合</u>
<u>300万円以下である場合</u>	<u>10分の10</u>
<u>300万円を超え400万円以下である場合</u>	<u>10分の8</u>
<u>400万円を超え550万円以下である場合</u>	<u>10分の6</u>
<u>550万円を超え750万円以下である場合</u>	<u>10分の4</u>
<u>750万円を超え1,000万円以下である場合</u>	<u>10分の2</u>

(特例対象被保険者等に係る減免等)

6 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより現行の非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度(以下「非自発的失業者軽減制度」という。)の対象となる者については、前2項の規定にかかわらず、前年の給与所得を100分の30に相当する額とみなすことにより、非自発的失業者軽減制度を適用するものとする。

7 非自発的失業者について、その給与収入の減少に加え、その他の事由

による事業収入の減少が見込まれるため国民健康保険税の減免を行う必要がある場合においては、次の各号に掲げるところにより、合計所得金額を算定するものとする。

- (1) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属する全ての被保険者について算定する合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者軽減制度を適用した後の所得を用いること。
- (2) 附則第5項第2号備考dの表の左欄に掲げる合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者軽減制度を適用する前の所得を用いること。